

令和4年度 障がい福祉関連予算について

障がい福祉課
こころの健康センター
学校支援課

令和4年3月

令和4年度当初予算総括表

【障がい福祉課】

歳入

(単位：千円)

	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	前年度比 (B) - (A)	(B) / (A) %
一般会計	14, 127, 497	14, 358, 111	230, 614	101. 6%

歳出

(単位：千円)

	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	前年度比 (B) - (A)	(B) / (A) %
一般会計	22, 805, 397	23, 419, 774	614, 377	102. 7%

1. 集中改革プラン取り組み事業（見直し事業）

- (1) 障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成費 p 3
 人工透析患者通院費助成事業費 p 3
- (2) グループホーム運営費補助金 p 4
- (3) 意思疎通支援費（手話通訳者等派遣） p 5
- (4) 障がい者デイサポートセンター明日葉事業 p 6
- (5) 更生訓練費給付費 p 7
- (6) 訓練・就労系事業所等通所交通費助成 p 8
- (7) まちなかほっとショップ運営費 p 9
- (8) 障がい者就業能力向上支援事業（ITサポート事業） p 10
- (9) 農業を活用した障がい者雇用促進事業 p 11
- (10) 福祉バス運行事業 p 12

2. その他の主な事業

- (1) 共生のまちづくり条例関連事業 p 13
- (2) 社会福祉施設等整備費補助金 p 14
- (3) 日常生活用具給付費 p 15
- (4) 強度行動障がい者（児）支援職員育成事業 p 16
- (5) 介護給付等関連事業 p 17
- (6) 障がい者基幹相談支援センター事業 p 18
- (7) 障がい者就業支援センター事業 p 19
- (8) 障がい者夜間休日相談支援事業 p 20
- (9) 失語症者向け意思疎通支援者関連事業 p 21

【こころの健康センター】

歳入

(単位：千円)

	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	前年度比 (B) - (A)	(B) / (A) %
一般会計	77,115	75,270	△1,845	97.6%

歳出

(単位：千円)

	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	前年度比 (B) - (A)	(B) / (A) %
一般会計	317,186	317,426	240	100.1%

1. 主な事業

- (1) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業・・・・・・・・・・ p 2 2

【学校支援課】

歳入

(単位：千円)

	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	前年度比 (B) - (A)	(B) / (A) %
一般会計	62,447	178,794	116,347	286.3%

歳出

(単位：千円)

	令和3年度 当初予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	前年度比 (B) - (A)	(B) / (A) %
一般会計	1,256,527	1,239,759	△16,768	98.7%

1. 主な事業

- (1) 特別支援教育の推進・・・・・・・・・・ p 2 3
 (2) 就学支援委員会費・・・・・・・・・・ p 2 4

【障がい福祉課】

1. 集中改革プラン取り組み事業（見直し事業）

（1）障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成費、人工透析患者通院費助成事業費

年度	R1	R2	R3	R4
予算額	383,957千円	339,592千円	232,329千円	224,973千円
R1 予算額比	—	△44,365千円	△151,628千円	△158,984千円

【事業の概要】

<障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成費>

タクシー利用料金、自動車燃料費を助成することにより、障がい者の生活圏の拡大、社会参加の促進を図ります。

<人工透析患者通院費助成事業費>

じん臓機能障がいにより人工透析療法を受けるための通院費の一部を助成します。

【見直し内容】 ※令和2年度より実施

助成対象者：身体障害者手帳1・2級及び3級の一部（下肢・体幹・脳原性運動機能障がい・内部障がい）、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級

○福祉タクシー利用助成

500円の利用助成券を年間52枚交付、1回の乗車で助成券3枚まで利用可能

○リフト付タクシー利用助成

大型・中型タクシー料金と小型タクシー料金の差額を助成

○心身障がい者自動車燃料費助成

令和2年度：年間18,000円（上限）に減額

令和3年度：年間10,000円（上限）に減額

○人工透析患者通院費助成（①・②は併用不可）

①500円のタクシー利用助成券を年間40枚交付

②バス料金または自動車燃料費を年間20,000円を上限として助成

【財源措置】

市単独事業

(2) グループホーム運営費補助金

年度	R1	R2	R3	R4
予算額	63,990 千円	123,555 千円	120,491 千円	131,998 千円
R1 予算額比	—	59,565 千円	56,501 千円	68,008 千円

【事業の概要】

障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、共同生活の場として運営されるグループホームの運営費を補助し、障がい者の地域移行と自立の促進を図ります。

【見直し内容】 ※令和2年度より実施（令和4年度に再度見直し）

〔令和2年度〕

<廃止> 介護人同居経費補助…同居する介護人分の家賃相当額及び光熱水費の補助について、運営全体に係る下記の補助拡充に伴い廃止

<拡充> 世話人処遇改善…事業所の世話人安定確保のため、補助単価を増額
⇒利用者1人あたり（区分関係なし）日額250円→300円

重度者支援補助…重度障がい者受入促進のため補助単価を増額

障がい支援区分4以上の利用者1人あたり日額230円

⇒区分4：1,400円 区分5：2,200円 区分6：2,600円

〔令和4年度〕

<廃止> 世話人処遇改善…人材確保支援という補助目的を達成したため廃止。
ただし、既存事業所については経過措置。（段階的に減額）

⇒R4年度：200円 R5年度：100円 R6年度：廃止

<拡充> 重度者支援補助…国の令和3年度報酬改定で新設された「重度者支援加算Ⅱ」の取得を促す拡充を行うことで、行動障がい者の受入体制整備の促進を強化する。

⇒区分5：2,400円（国報酬加算1,843円+557円）

区分6：2,800円（国報酬加算1,843円+957円）

【今後の取り組み】

国の報酬改定や支援員等の人材育成の状況等も踏まえながら、必要に応じて補助制度の見直しを行っていきます。

【財源措置】

市単独事業

(3) 意思疎通支援費（手話通訳者等派遣）

年度	R1	R2	R3	R4
予算額	8,386 千円	9,262 千円	7,962 千円	6,344 千円
R1 予算額比	—	876 千円	△424 千円	△2,042 千円

【事業の概要】

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に手話通訳者等及び要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【見直し内容】 ※令和2年度より実施

<拡充>

R2年度より報酬算定に係る派遣時間の基準を見直し、打ち合わせや機材準備、後片付けの時間について、上限1時間として報酬対象時間に加えます。

(R3・R4 予算額は、過去の派遣件数実績に基づき減額)

【今後の取り組み】

引き続き安定した派遣制度を運営できるよう、必要に応じて制度の見直しを行います。

【財源措置】

地域生活支援事業費補助金（国：1/2、県：1/4）

(4) 障がい者デイサポートセンター明日葉事業 ※生活介護に係る給付費を含む

年度	R1	R2	R3	R4
予算額 (うち一般財源)	43,908 千円 (41,658 千円)	37,239 千円 (19,030 千円)	37,311 千円 (19,102 千円)	38,685 千円 (19,699 千円)
R1 予算額比 (うち一般財源)	—	△6,669 千円 (△22,628 千円)	△6,597 千円 (△22,556 千円)	△5,223 千円 (△21,959 千円)

【事業の概要】

障がい者の自立の促進、身体機能の維持向上等を図ることを目的とし、入浴、排せつ及び食事の介護、機能訓練等の各種サービスを提供することにより、障がい者福祉の増進を図ります。

【見直し内容】 ※令和2年度より実施

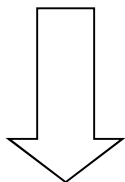
～R1 年度まで～

実施サービス：市町村事業の地域活動支援センターⅡ型（比較的軽度の方向け）

対象者：障がい程度によらず利用可（身体・知的・精神・発達・難病すべて）

定員：15名/日

指定管理者：社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会



～方針～

- ①利用実態に合わせたサービス形態へ
- ②現在の利用者が引き続き利用可能な施設へ
- ③重度の方の日中の居場所となる施設へ
- ④国・県の財源を活用した持続可能な施設へ

～R2 年度以降～

実施サービス：障がい者総合支援法に定める生活介護（常に介護を必要とする方向け）

対象者：障がい支援区分3以上、50歳以上で支援区分2以上

定員：20名/日

指定管理者：社会福祉法人 中東福祉会

※既存利用者で障がい支援区分が足りない等の理由により、生活介護へ移行できない方に対しては、市独自サービスとしてこれまでと同等のサービスを提供

【今後の取り組み】

市独自サービスは既存利用者のみ対象であり、随時状態を確認し生活介護への移行に繋がっていきます。

【財源措置】

生活介護：自立支援給付費負担金（国：1/2、県：1/4）

市独自サービス：市単独事業（指定管理料）

(5) 更生訓練費給付費

年度	R1	R2	R3	R4
予算額	22,172 千円	1,771 千円	955 千円	612 千円
R1 予算額比	—	△20,401 千円	△21,217 千円	△21,560 千円

【事業の概要】

自立訓練・就労移行支援事業所へ定期的に通所する障がいのある利用者に対し、通所交通費の一部を助成します。

自立訓練・就労移行支援事業所における実習及び訓練を効果的に受けるための訓練等の経費を支給します。

【見直し内容】 ※令和2年度より実施

障がい福祉サービス事業所に通所する障がい者に対し、令和2年度から通所のための経費を支給する3制度を統合し、統一した制度を制定するため、「更生訓練費給付費」からの通所のための経費の支給を廃止しました。

障がい福祉サービス事業所に通所する障がい者に対する訓練及び実習等の経費支給は、定額支給を廃止し、自己負担した費用の領収書を確認した上で実費支給を行います。

【今後の取り組み】

引き続き、見直した制度の効果を検証するとともに、利用状況等も踏まえながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

【財源措置】

市単独事業

(6) 訓練・就労系事業所等通所交通費助成

年度	R1	R2	R3	R4
予算額	49,423 千円	50,832 千円	50,832 千円	48,835 千円
R1 予算額比	—	1,409 千円	1,409 千円	△588 千円

【事業の概要】

障がい福祉サービス事業所等に通所する障がい者に対し、通所交通費の一部を助成します。

【見直し内容】 ※令和2年度より実施

障がい福祉サービス事業所等に通所する障がい者に対して通所交通費を助成する事業について、これまで障がい種別や所得によって異なる3種類の制度が混在していたため、令和2年度から制度を統一しました。

公共交通機関等利用者は、月の通所日数分の往復分運賃等相当額と1カ月定期券相当を比較して、より低廉となる額を基準額とし、その2分の1の額を助成します。

自家用車等利用者は、往復に要するガソリン代相当額として定めた基準額から、2分の1の額を助成します。

恒常的な費用負担を軽減するため、事業所等への通所日数が月5日以上の障がい者を対象とします。

(R4 予算額は、過去の実績に基づき減額)

【今後の取り組み】

引き続き、3種類の制度を統一した効果を検証するとともに、利用状況等も踏まえながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

【財源措置】

市単独事業

(7) まちなかほっとショップ運営費 ※令和3年度から見直し

年度	R1	R2	R3	R4
予算額	1,720 千円	1,704 千円	1,431 千円	1,328 千円
R1 予算額比	—	△16 千円	△289 千円	△392 千円

【事業の概要】

障がいやその取り巻く状況を広く周知、障がい者の社会参加や理解を推進するため、NEXT21（中央区役所）に授産製品の共同販売窓口「まちなかほっとショップ」を設置し、運営主体である「まちなかほっとショップ運営委員会」に対し運営費の一部を補助します。

【見直し内容】※令和3年度より実施（令和4年度に再度見直し）

〔令和3年度〕

補助金に頼らない運営に向け、令和3年度より店舗販売事業者を見直し、補助額を削減しました。また、パソコンリース料を削減しました。

〔令和4年度〕

令和3年度の店舗の営業実績に合わせて補助額の予算を削減しました。

【今後の取り組み】

店舗運営にかかる人件費補助については、経営改善を促しながら、補助制度を見直し、段階的に補助額を削減します。一方、光熱水費補助については完全な経営自立が容易には実現できないことから、当面の間継続したいと考えています。

【財源措置】

市単独事業

(8) 障がい者就業能力向上支援事業（ITサポート事業） ※令和3年度から見直し

年度	R1	R2	R3	R4
予算額 (うち一般財源)	9,088 千円 (9,088 千円)	9,088 千円 (4,544 千円)	9,088 千円 (2,272 千円)	9,088 千円 (2,272 千円)
R1 予算額比 (うち一般財源)	—	0 千円 (△4,544 千円)	0 千円 (△6,816 千円)	0 千円 (△6,816 千円)

【事業の概要】

障がいのある方の特性に合わせた IT 技術の習得を支援することにより、障がい者の在宅での就業と社会参加の促進を図ります。

【見直し内容】 ※令和3年度より実施

事業費については、これまで市の単独事業として実施していましたが、新たに国や県の補助金メニューが創設され、国や県の財源を活用することにより、市の一般財源を削減しました。

事業の内容については、利用者への直接支援から、教育機関や医療機関への支援を増やす「階層型支援モデル」を拡充することで、本事業の規模を拡大することなく、間接的に支援する利用者の増加を図ります。

【今後の取り組み】

オンライン研修等のオンラインを活用した支援の効率化により、「階層型支援モデル」を促進します。

【財源措置】

地域生活支援事業費補助金（国：1/2、県：1/4）

(9) 農業を活用した障がい者雇用促進事業 ※令和3年度から見直し

(農業と障がい福祉の連携促進事業)

年度	R1	R2	R3	R4
予算額	11,135 千円	11,135 千円	3,998 千円	4,398 千円
R1 予算額比	—	0 千円	△7,137 千円	△6,737 千円

【事業の概要】

農業分野で就労の機会及び訓練の場の拡大を図り、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、農家と就労を希望する施設等をコーディネートする「あぐりサポートセンター」を運営します。

【見直し内容】 ※令和3年度より実施

施設外就農謝礼金の広報・活用により、マッチング件数は増加し、近年では謝礼金の活用によらないマッチングの増加がみられることから、あぐりサポートセンターの職員を2名から1名に見直すとともに、施設外就農謝礼金は、令和2年度で終了します。

【今後の取り組み】

農家と福祉施設のマッチングで得られた関係性を継承しながら、優良事例の取り組みを維持し、定着を図るため、農福連携セミナー開催による普及啓発, 及び農福連携に関する相談窓口としての役割を継続します。

【財源措置】

市単独事業

(10) 福祉バス運行事業 ※令和4年度から見直し

年度	R1	R2	R3	R4
予算額	1,757 千円	2,173 千円	1,444 千円	792 千円
R1 予算額比	—	416 千円	△313 千円	△965 千円

【事業の概要】

高齢者・障がい者団体が研修またはグループ活動等の参加及び福祉施設の見学等を行う場合に福祉バスを運行し、その便を図ることにより社会参加促進を図る。

【見直し内容】 ※令和4年度より実施

障がい者団体の利用回数上限は月2回（高齢者団体は年2回）としているが、利用実態の8～9割が障がい福祉サービス事業所となっており、利用する事業所も限られている。

障がい福祉サービス事業所は給付費や補助で運営経費が賄われている部分もあることから、利用回数上限をNPO法人や任意団体等の利用実態に合わせ、高齢者団体と同様の年2回までとする。

※NPO法人や任意団体等については、大よそ年2回程度の利用実態となっている。

○予算上の運行見込数

R3年度：81回

R4年度：36回

【今後の取り組み】

令和4年度から年2回を上限とする運行を継続しながら、利用実態に合わせ、将来的に利用可能な対象団体の見直しを検討する。

【財源措置】

地域生活支援事業費補助金（国：1/2、県：1/4）

2. その他の主な事業

(1) 共生のまちづくり条例関連事業

①R3 予算額	②R4 予算額	②-①
1,953 千円	2,045 千円	92 千円
<p>【事業の概要】</p> <p>条例周知に係る研修会・講習会等を継続的に開催するとともに、条例の趣旨である共生社会の実現を目指す「ともにプロジェクト」において、市内の小中学校における障がい者を招いての福祉教育の推進や、障がい者アートを活用した条例の周知啓発、共生社会に関心を有する企業間のネットワーク構築や交流の促進に取り組みます。</p> <p>また、障がい等を理由とした差別解消に向けた協議や提案を行う条例推進会議を開催し、条例の普及状況や、取り組みの内容について検討を行います。</p> <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○条例周知に係る研修会・講習会等の開催○「ともにプロジェクト」の推進 <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none">・若年層への条例周知の取組みの推進 (条例啓発動画の制作、学生を対象としたワークショップの実施) <p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none">・市内の小中学校における障がい者を招いた福祉教育の推進 (学校がゲストティーチャーとして障がい者を招く際の謝礼補助の実施)・「障がい者アート」を活用した周知啓発 (バスターミナルや公共施設におけるアート展示)・「ともにEntrance」事業の展開 (共生社会づくりに関心を有する企業等のネットワーク構築及び交流促進) <ul style="list-style-type: none">○条例推進会議開催 (年1回)○調整委員会開催 (随時) <p>【財源措置】</p> <p>地域生活支援事業費補助金 (国:1/2、県:1/4)</p>		

(2) 社会福祉施設等整備費補助金

① R3 予算額 (R2 補正予算分)	② R4 予算額 (R3 補正予算分)	②-① (補正予算分含む)
0 千円 (328,500 千円)	0 千円 (52,200 千円)	△276,300 千円

【事業概要】

障がい者の地域生活移行を促進するため、社会福祉法人等に対し各種施設整備費用を補助するとともに、必要な障がい福祉施設の整備や防災・減災対策の強化等を推進します。

なお、補助対象は、各法人に施設整備等の希望調査を行い、整備内容や予算状況に応じて決定します。

【R4 整備分内訳】

R3 補正予算分 (52,200 千円) ※繰越

共同生活援助新設 2 施設

【財源内訳】

社会福祉施設等整備費補助金 (国：(補助金額) × 2/3)

補助金額…「補助対象経費 (工事費) × 3/4」の金額と、要綱上の「補助基準額」を比較し低廉となる額

※補助基準額は施設種別により異なる。

→ 共同生活援助 (定員 4~10 人) : 26,100 千円 (令和 3 年度)

(3) 日常生活用具給付費

①R3 予算額	②R4 予算額	②-①
165,876 千円	168,239 千円	2,363 千円

【事業の概要】

障がい者・児が日常生活を便利に、また容易に過ごすために必要な用具を給付します。

【事業の内容】

- 対象者：重度身体障がい者・児、重度知的障がい者・児、軽・中等度難聴児、難病患者
- 費用負担：用具の基準額内の価格の1割負担、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額あり。
- 給付品目：視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用読書器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭、特殊寝台、入浴補助用具、ストマ装具、難聴児用補聴器等

【見直し内容】※令和4年度より実施

人工内耳を装用する障がい児の経済的負担を軽減することを目的として、「人工内耳用電池」を給付品目として追加。

【財源措置】

地域生活支援事業費補助金（国：1/2、県：1/4）

(4) 強度行動障がい者(児)支援職員育成事業

①R3 予算額	②R4 予算額	②-①
1,284 千円	1,284 千円	0 千円

【事業の概要】

施設・事業所の職員に対し、実際に強度行動障がい者(児)を支援する現場での研修の場を設けることで、強度行動障がい者(児)を適切に支援できる事業所及び職員を増やし、強度行動障がい者(児)及びその家族が安心して暮らせる環境を整えます。

【事業の内容】

事業名	内 容	事業費
実地研修開催委託	強度行動障がい者(児)の支援実績を有する事業所に対して、実際の支援の現場における研修の開催を委託します。	1,284 千円

【財源措置】

市単独事業

(5) 介護給付等関連事業

①R3 予算額	②R4 予算額	②-①
16, 212, 092 千円	16, 745, 430 千円	533, 338 千円

【事業の概要】

障がい者の日常生活を支援するために必要な介護サービスを提供し、地域での自立した生活の推進を図ります。

【事業の内容】

○提供する主なサービス

事業名	支援種別	市内事業所数		見込数	
		R3 当初	R4 当初	R3 当初	R4 当初
居宅介護	居宅	129	128	12, 406 人	12, 389 人
重度訪問介護	居宅	115	116	377 人	397 人
行動援護	外出	7	7	602 人	430 人
同行援護	外出	40	41	2, 418 人	2, 299 人
移動支援	外出	83	85	10, 525 人	9, 271 人
療養介護	居住	1	1	1, 337 人	1, 337 人
短期入所	居住	39	40	6, 850 人	6, 850 人
グループホーム	居住	48	59	7, 085 人	7, 442 人
施設入所	居住	10	10	7, 361 人	7, 334 人
生活介護	通所	55	53	20, 804 人	21, 014 人
自立訓練	通所	14	9	1, 155 人	1, 088 人
就労移行支援	通所	28	32	2, 958 人	3, 113 人
就労継続支援 A 型	通所	21	24	3, 485 人	4, 337 人
就労継続支援 B 型	通所	85	93	23, 929 人	24, 987 人
就労定着支援	相談	12	14	1, 039 人	1, 089 人
児童発達支援	児童	29	34	6, 273 人	6, 713 人
放課後等サービス	児童	68	84	19, 116 人	19, 114 人

○報酬改定

R4 年 10 月に福祉・介護職員の賃金を月額平均 9, 000 円改善することを目的とした報酬改定が実施される予定。

【財源措置】

自立支援給付費負担金（国：1/2、県：1/4）

地域生活支援事業費補助金（国：1/2、県：1/4）

障害児入所給付費等負担金（国：1/2、県：1/4）

(6) 障がい者基幹相談支援センター事業

①R3 予算額	②R4 予算額	②-①
129,891 千円	130,767 千円	876 千円

【事業の概要】

障がいのある方からの相談や情報提供などの支援を行うほか、「共生のまちづくり条例」に係る障がい等を理由とする差別相談機関として、障がい者（児）が安心して地域で暮らせるよう、相談支援体制の強化を図ります。

【事業の内容】

- ①一般相談（総合的・専門的な相談支援）
- ②地域の相談支援体制の強化に関する取り組み
 - ・相談支援事業者への指導・助言
 - ・相談支援従事者等への研修
 - ・新潟市障がい者相談員への活動支援
- ③地域移行・地域定着の促進への取り組みおよび支援
 - ・障がい者支援施設および精神科病院等からの相談対応
 - ・障がい者支援施設、精神科病院と相談支援事業所等との間の連絡調整（コーディネート機能）
- ④権利擁護・虐待防止
 - ・成年後見制度に関する相談対応、申立てにかかる支援
 - ・新潟市障がい者虐待防止センターと連携した虐待防止活動
- ⑤障がい児等療育支援
 - ・在宅障がい児等への相談支援
- ⑥共に生きるまちづくり条例にかかる相談機関

【相談実績】

- ・ R3 年度相談件数（見込）23,628 件/年（R2 年度実績 22,912 件/年）
- ・ 障がい種別内訳（R2 年度）

障がい者：身体(11%)、知的(22%)、精神(42%)、発達(13%)、その他(12%)
 障がい児：身体(6%)、知的(32%)、精神(1%)、発達(46%)、その他(15%)

【財源措置】

地域生活支援事業費補助金（国：1/2、県：1/4）

(7) 障がい者就業支援センター事業

①R3 予算額	②R4 予算額	②-①
31,201 千円	31,201 千円	0 千円

【事業の概要】

障がいのある方の一般就労と企業の障がい者雇用を推進するための中心となる施設を運営し、就職を希望する障がいのある方の相談から、受け入れ企業への助言や職場実習の斡旋、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、障がいのある方が長く安心して働ける環境整備を図ります。

【事業の内容】

- 平成 25 年 10 月開設
- 新潟市総合福祉会館内に設置
- 就業支援員 6 名を配置
- 求職活動に関する助言、指導
- 就職に向けた職場実習の斡旋
- 就職先に対する助言、指導
- 職場定着のための支援
- 雇用、教育、福祉等の各関係機関との連携体制をコーディネート

【登録者数】

- ・令和 3 年度登録者：93 人（令和 3 年 12 月末現在）
- ・登録者数累計：1,749 人
- ・令和 3 年度登録者の障がい種別内訳

身体(13%)、知的(8%)、精神(41%)、発達(37%)、難病(2%)

※四捨五入しているため、合計は100%になりません。

【財源措置】

市単独事業

(8) 障がい者夜間休日相談支援事業

①R3 予算額	②R4 予算額	②-①
18,768 千円	18,768 千円	0 千円

【事業の概要】

障がい者（児）が住み慣れた地域で安心した生活を継続して送ることができるよう、平日日中の相談窓口である区役所、障がい者基幹相談支援センター等と連携し、夜間休日の一般相談支援を実施することで、24 時間 365 日の相談支援体制を構築します。

併せて、個別相談支援の対象となる重度障がい者（児）に対しては、緊急時対応プランを作成し、緊急時の訪問支援、受入れ支援を実施することで、本市における地域生活支援拠点等事業の相談機能及び緊急時の受入れ・対応を行う機能の整備に位置づけています。

【事業の内容】

夜間休日における下記の業務

- ① 一般相談支援
- ② 個別相談支援
- ③ 緊急訪問支援、緊急受入れ支援
- ④ ①～③に関する関係機関との連絡調整等コーディネート業務
- ⑤ 障がい者虐待の通報受付

(対象)

- ①・④・⑤ 地域で生活する障がい者（児）
- ②・③ 地域で生活する重度障がい者（児）（事前登録制：緊急時対応プランの作成）

【財源措置】

地域生活支援事業費補助金（国：1/2、県：1/4）

(9) 失語症者向け意思疎通支援者関連事業 ※令和4年度から新規事業

①R3 予算額	②R4 予算額	②-①
—	1,128 千円	1,128 千円

【事業の概要】

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向けの意思疎通支援者養成研修を行う。

※失語症とは、脳梗塞や脳外傷などにより脳の言語中枢が損傷され起こる障がいで、物事を考える機能は保たれているが、自分の考えを「言葉」の形にすることができず、周囲とのコミュニケーションをとることが困難な状態をいう。

【事業の内容】

■実施事業

- ①失語症者向け意思疎通支援者養成事業
- ②失語症者向け意思疎通支援指導者養成事業

※本事業は、支援者を育成できる人材が少ないことから、新潟県と共同で実施する。

(市は県に事業費の一部を負担金として支払う。)

■対象者

- ①市内に住所を有する者
- ②失語症者の福祉に理解と熱意を有し、実施主体が適当と認めた者

※講習修了者は、本人の承諾を得て県の失語症者向け意思疎通支援者として登録する。

■事業実施形態

新潟県が一般社団法人新潟県言語聴覚士会へ委託

【財源措置】

地域生活支援事業費補助金 (国：1/2、県：1/4)

【こころの健康センター】

1. 主な事業

(1) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

①R3 予算額	②R4 予算額	②-①
231 千円	231 千円	0 千円

【事業の概要】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築することで、精神科病院の入院患者の地域移行、並びに、精神障がい者が安定した地域生活を継続するための支援を推進します。

【事業の内容】

(1) 「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」全体会の開催（年2回）

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるために、当事者、家族、保健・医療・福祉の関係者が、顔が見える関係性を構築しながら地域課題を協議し、互いが学び合うことで、より良い共助のしくみづくりを図ります。

(2) 「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」ワーキンググループによる活動

全体会の協議を受けて、地域課題の解決に向け検討し取組んでいきます。

① 人材育成班

平成26年度から実施している人材育成のための研修会や社会資源見学ツアー等を継続するとともに、人材育成や普及啓発のための新たな取り組みとして、テーマや職種ごとなどの小規模研修会の開催について検討します。

② ピア活動班

当事者も家族も支援者も孤立しない・させない支援体制づくりをめざし、当事者・家族・支援者が揃って相談を受ける合同相談会や、支え合う仲間の輪や支援のつながりを広げるための当事者等交流会の開催について検討します。

③ 企画・調査班

地域で生活する精神障がい者の具体的な課題やニーズを把握するため、令和3年度に実施した「家族へのインタビュー調査」の集計分析を行うとともに、新たに「当事者へのインタビュー調査」を実施し、今後の課題の抽出と解決のための方策を検討します。

【財源措置】

地域生活支援事業費補助金（国：1/2、県：1/4）

【学校支援課】

1. 主な事業

(1) 特別支援教育の推進

①R3 予算額	②R4 予算額	②-①
812 千円	812 千円	0 千円

【事業の概要】

障がいのある児童生徒の社会性の育成を目的とする学習活動や集団活動を奨励するため、必要経費の一部を助成します。

特別支援教育サポートセンターを中心としてサポートネットワークを構築し、各機関等と連携を図りながら学校からの相談・支援依頼に対応します。また、保護者からの教育相談、就学相談、幼稚園・保育園について相談を行います。

- (1) 階段昇降車修繕にかかわる必要な経費の助成
- (2) 特別支援教育サポートセンター、就学相談会における支援・相談等
→必要に応じて発達検査を行う。
- (3) 特別支援教育推進校による支援・相談等
→各地区の発達障がい通級指導教室の設置されている小中学校（12校）を特別支援教育推進校として位置付け、各地区内の通級指導や学校支援に当たる。
- (4) 合理的配慮セミナーの実施（3回）
→インクルーシブ教育推進のため、管理職や特別支援教育コーディネーターを対象に、合理的配慮に関する専門的な資質を高めるための研修会を実施する。
- (5) 特別支援教育ボランティア配置事業
- (6) 要約筆記ボランティア配置事業

【財源措置】

市単独事業

(2) 就学支援委員会費

①R3 予算額	②R4 予算額	②-①
360 千円	360 千円	0 千円

【事業の概要】

心身に障がいのある児童生徒の適切な就学を促すための意見を具申するため、新潟市就学支援委員会を設置します。区単位の「各区就学支援委員会」で就学支援委員会を開催し、就学支援を推進します。全市を対象とした「全体就学支援委員会」では、各区の就学判断の報告と、判断が困難な事例について審議を行います。

【事業の内容】

- 各区就学支援委員会、全体就学支援委員会とも年3回開催。
- 委員は、医師、学識経験者、福祉関係の専門家、教員などで構成する。
- 就学支援委員会に先立ち、就学に向け保護者との面談を行う相談会を設け、5月、7～8月に実施する。

【財源措置】

市単独事業